

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県くらし創造部青少年・社会活動推進課において縦覧に供します。

平成三十年七月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成三十年七月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本料理協會

三 代表者の氏名

中村 一議

四 主たる事務所の所在地

奈良市白毫寺町五三番地の五

五 定款に記載された目的

この法人は県民に対して、日本料理の発祥の地と言える本奈良県において、その礎となった食文化（食材・料理方法・形式・儀式）の調査探求及び保存伝承を實踐するための事業及び食品衛生に関する事業を行う事により料理界における日本料理の地位の確立及び高揚、豊かな食文化の創造に寄与する事を目的とする。